

改正後	現 行
<p data-bbox="168 478 1008 630">農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p data-bbox="481 1093 694 1173">平成 年 月 陸 別 町</p>	<p data-bbox="1220 478 2060 630">農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p data-bbox="1534 1093 1747 1173">平成19年 1月 陸 別 町</p>

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 陸別町の概況

陸別町は北海道の東部、十勝支庁管内の東北部に位置し、総面積が 608.81 k m²、うち耕地面積が約 10%、森林が約 83%の山間地帯である。

本地域の気象は内陸性で冬期間が長く寒冷で、零下 30 度にも低下、逆に夏期間は極めて気温が上昇し、その寒暖差は 70 度にも及び、風は少なく、初霜は 9 月中・下旬、晩霜は 5 月下旬から 6 月上旬で無霜期間が短い。

年間降水量は、概ね 780mm 前後で少ない方に属する。また、最深積雪量は 80cm 前後で、土壌凍結は地下 90cm にも達する。

本町の農業は、酪農を主として小規模経営から規模拡大を図りスケールメリットを追求する方向にあることから、それに伴い農地の集約化を進める必要がある。

2. 陸別町農業の現状と課題

本町の総農家戸数は、2000年農林業センサスの120戸から2005年では107戸となっており、経営者の平均年齢は57.8歳、55歳以上の経営者が占める割合は、52.3%となっている。これは、近年、農家子弟の就農者が減少し、後継者のいない農家の割合が増加していることに起因しており、法人経営戸数は増加傾向にあるものの農業従事者の高齢化と労働力不足から離農者は増加し、引き続き農家戸数は減少していくものと見込まれる。

このように、農業従事者の高齢化等に起因する農家戸数の減少は、立地条件や土壌条件が悪い農地等を中心に遊休化させる傾向にあり、高齢農業者の経営転換、リタイアの進行に伴い、農地処分の増加が見込まれるなど農地の需給ギャップが拡大し、優良農地の遊休化が懸念されている。

また、WTO体制下における国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷に加えて、農産物の価格形成への市場原理の導入、さらには、農業生産活動のあり方として食の安全・安心の確保並びに環境保全に配慮した取組への転換が急務となっていること、さらに「食料・農業・農村基本計画」では、地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策の集中的・重点的に実施するとされ、19年産から導入される品目横断的経営安定対策など、農業経営を巡る環境が大きく変化している。

このような課題に対し、本町農業が21世紀における農業の使命を明確にして更に躍進していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにするとともに、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

農業を取り巻く状況が依然として厳しい中で、本町の農業を持続的に発展させていくためには、経営感覚に優れた意欲や能力のある担い手の育成・確保が急務である。

農業経営の着実な発展のためには、自らの経営の計数管理を可能とする複式簿記や税制面の特例措置を活用できる青色申告の導入等を進め、価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚を育てるとともに、「生産者から経営者」への意識改革を図っていくことが求められる。

このため、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進するとともに、これらの経営体が、クリーン農業や経営の多角化など、自らの創意工夫を活かした経営を展開していけるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

また、農業が職業として選択し得る魅力のあるものとするを前提に、他産業従事者と遜色のない年間総労働時間（主たる従事者一人当たり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得概ね 410 万円）をあげ得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、労働過重、経営コストの低減、高齢化など地域の課題に対応するため、効率的かつ安定的な農業経営を補完し得るヘルパーやコントラクター組織を支援し、TMRセンターによる飼料供給事業などにより地域農業のシステム化を促進し、持続しうる農業経営の確立を目指す。さらに増加傾向にある遊休農地に対し、農地保有合理化事業などを活用し地域の担い手に集約するとともに、新規就農者への流動、特定法人貸付事業への取組により、農地の確保とその有効利用を一層促進する。

一方、ゆとりある農業生活を実現するために、加工や直販・グリーンツーリズム・ファームインなど多様な農業形態を推進し魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対してはその経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町及び周辺市町村で展開している経営事例を基に、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると、次のとおりである。

※ [営農類型] 別紙

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

陸別町は、効率的かつ安定的な農用地の利用集積・面的集積目標を実現するために、下記のとおり実施する。

陸別町での認定農業者への農地の集積状況は55.1%であり、経営農地については比較的、面的に集積されている状況にある。小麦、豆類、馬鈴しょ、てん菜を基幹とする畑作と酪農の専門的経営を行なう一方、地力の維持向上のため、畑作と畜産の連携による地域複合システム循環農業を展開している。近年、農業経営の安定を図るため高収益作物であるアスパラガスへの取組みを積極的に進めている。

また、農業者経営者の平均年齢は約57歳、後継者のいない農家もあり、農家戸数は減少傾向にある。また、法人経営は7戸である。

陸別町においては、今後10年間で3戸程度の農家が離農し約95haの農地が供給される。この農地が遊休化しないように、認定農業者等の担い手に対して

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次にかかげる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

95%

集積していく。

陸別町では認定農業者の育成・確保、新規就農者の育成・確保を推進し、認定農業者等の担い手への利用集積・面的集積を図り、適正な農地の維持を推進していく。これらの事を実現するために、認定農業者制度の普及活動の実施、認定農業者や新規就農者に提供する農地情報の整備、地域ぐるみで行う土地利用に関する話し合いの促進等を推進する。

陸別町は、これらを実現するために、陸別町地域担い手育成総合支援協議会を中心に陸別町・農業委員会・農業協同組合・農業改良普及センター等関係機関の連携を強化していく。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

陸別町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

陸別町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、陸別町農業の地域特性、即ち、酪農・畜産経営を中心とした多様な農業生産の展開、高齢化や担い手不足などの著しい進行など踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

陸別町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

- ⑦ 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取組み
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
以下、各個別事業ごとに述べる。

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地も含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図

- ⑥ 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取組み
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地も含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
~~（ウ）利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。~~

（エ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（オ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（カ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図

るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合は、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体ならびに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合にはこれらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項第6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 陸別町長への確約書の提出や陸別町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法

~~④—農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施によって農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。~~

~~ア—賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、次のすべてを満たすこと。~~

~~(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

~~(イ) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。~~

~~イ—第6の4の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

~~ウ—法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。~~

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権設定等を行うため利用権の設定等を行う場

人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 陸別町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たって

合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、次に掲げる要件を備える場合に限るものとする。

ア 利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われること。

イ 利用権の設定等を受ける組合員、社員又は株主が農地法第2条第7項第2号の構成員である場合は、当該農業生産法人の経営の育成を図る上で特に必要であり、かつ、利用権の設定等を受ける土地の農業上の効率的な利用が確保されると認められること。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

~~⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。~~

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 陸別町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たって

は、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画書を提出させる。

は、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画書を提出させる。

- ② 陸別町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

~~① 陸別町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。~~

② 陸別町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 陸別町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を

① 陸別町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 陸別町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

③ 陸別町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

② 陸別町は、(5)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

受けた者（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、陸別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 陸別町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 陸別町は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、陸別町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 陸別町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、陸別町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係~~(①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)~~
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について陸別町長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（オ）については必要に応じて定める）

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の途中の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

陸別町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分

⑥ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

陸別町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

を有する者の同意が得られることで足りるものとする。

(9) 公告

陸別町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を陸別町の掲示板への掲示により公告する。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 陸別町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継

(9) 公告

陸別町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を陸別町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

陸別町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

陸別町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 陸別町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 陸別町は、②の規定による取消をしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を陸別町の掲示板への掲示により公告する。

④ 陸別町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 陸別町は、陸別町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 陸別町は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 陸別町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の面的集積を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 陸別町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

陸別町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められると区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第 6 号の認定申請書を陸別町に提出して、農用地利用規程について陸別町の認定を受けることができる。

② 陸別町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、施行規則第 2 4 条に基づき意見を聴いた後、法第 2 3 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること)が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実あること。

③ 陸別町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を陸別町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、農業生産法人となること)が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 陸別町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、陸別町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を陸別町に届け出るものとする。

(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

③ 陸別町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第７条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （５）の②及び（６）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（８）農用地利用改善団体の勸奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

（９）農用地利用改善事業の指導、援助

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 陸別町は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に

な指導、援助に努める。

- ② 陸別町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（北海道農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

陸別町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行

努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

7 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取り組み

う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

陸別町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取り組み

(1) 認定農業者制度の推進

地域農業の将来を担う意欲と能力のあるプロの経営者の育成・確保や地域の主体的な取り組みが求められている中で、5年の「農業経営基盤強化促進法」の制定に伴い創設された認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることが期待できることから、関係機関・団体と連携し、制度の普及推進に取り組んできた。しかしながら、創設当時、支援策が農地流動化施策と資金制度に集中していたことなどから、資金借入等のための条件を捉えられがちであり、制度本来の趣旨が十分に徹底されていない状況が見られる。

一方、国の新たな基本計画においては、地域における担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）を明確化し

た上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策の集中的・重点的に実施することとし、また担い手の明確化を図るための具体的な仕組みとして、認定農業者制度が基本に位置づけられている。特に、これまでの品目別に講じられている経営安定対策を見直し、19年産から品目横断的な経営安定対策が導入されることとされ、その対象となる担い手については、認定農業者のほか、一定の要件を満たす集落営農組織とされた。

こうした状況を踏まえ、陸別町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するため関係機関・団体が密接な連携をとり、認定農業者や認定志向農業者が支援策を効率的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることができるよう指導・支援活動を展開するとともに、認定期間を満了した者については、経営のさらなる発展に向け、農業経営改善計画の実績点検と経営改善に向けた新たな計画の作成・指導等に積極的に取り組むことが重要である。

(2) 農業経営の法人化の推進

国際化の急速な進展等の中、時代の変化に対応し得る優れた経営感覚を備えた効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保など、メリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。特に、担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難になっている地区などにおいては、農地や農作業の受け手、新規参入者や高齢者などの受け皿、地域における雇用の場の提供など、公益的な役割が期待される地域連携型法人（特定農業法人）の育成を支援していく。

(3) 新規就農の促進

本町では、農家戸数の減少や高齢化問題に直面しており、その進行は、地域社会の活力の低下のみならず、社会活動を困難なものとし、地域社会の存立自体が懸念される状況にある。一方、後継者不足は深刻であるが、新規学卒就農者は減少傾向にあるものの、Uターン就農者は増加傾向にあり、農外からの新

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

陸別町は、1 から 7 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携を配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

陸別町は、農業委員会、農業改良普及センター等の職員、農業協同組合、その他の関係団体の役職員、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体等の代表者等をもって構成する陸別町農林推進協議会に

規参入など就農形態の多様化も進んでいる。このため、社団法人北海道農業担い手センターや関係機関・団体との連携のもと、新規就農を希望する者への情報提供や相談活動を展開するとともに、受入体制の整備を促進し、制度資金の円滑な融通や農場リース事業の活用などの支援策を講ずる。

また、陸別町経営改善支援センターや農業改良普及センターなどが中心となり、新たに就農した者への農業技術や経営管理能力の向上に向けた取組みを推進する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

陸別町は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携を配慮するものとする。

ア 強い農業づくり交付金事業の導入により、地域農業の生産性の向上と活性化及び組織的共同活動を通じた低コスト生産等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資する。

イ 陸別町は、中山間地域等直接支払事業（平成12年度～21年度）によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 草地整備改良事業の促進、また公共草地の整備等により酪農・畜産の振興を図り、効率的経営の営農展開に資する。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

陸別町は、農業委員会、農業改良普及センター等の職員、農業協同組合、その他の関係団体の役職員、農用地利用改善団体等の代表者等をもって構成する陸別町農林推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について

において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。陸別町農林推進協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、陸別町は、このような協力の推進に配慮する。

検討することとする。陸別町農林推進協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、陸別町は、このような協力の推進に配慮する。

第5—遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

1—遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものの所在

~~（1）遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地~~

~~陸別町における遊休農地は、高齢化などによる経営規模の縮小に伴うものと土地持ち非農家の農地が主なもので、町内各地域に点在している。面積については、土地持ち非農家が8ha、その他が13.2haとなっており、総計で21.2haとなっている。~~

~~また、今後10年間を見通して遊休農地となるおそれがある農地については、後継者が見込まれない高齢農家の営農見込み、土地持ち非農家の貸付意向、認定農業者等担い手等の状況からみて、陸別町のほぼ全域でおよそ70.5ha存在しているとみられる。~~

~~（2）要活用農地~~

——遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、今後、担い手へ利用集積など地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用の増進を図る必要がある農地（以下「要活用農地」という。）は、陸別町全域でおよそ712ha存在している。

〔遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在等〕

地—— 域	地区名	遊休農地等	うち遊休農地	うち遊休農地になるおそれがある農地	要活用農地
陸別町北部	林内	10.0ha	4.0 ha	6.0 ha	6.0 ha
	利土				
	小利別	1.7 ha		1.7 ha	
	川土	18.3 ha	6.0 ha	12.3 ha	12.3 ha
	分線	98.8 ha		98.8 ha	98.8 ha
陸別町東部	勲祿別	2.0 ha		2.0 ha	2.0 ha
	作集	39.8 ha		39.8 ha	39.8 ha
	中陸別	106.5 ha		106.5 ha	106.5 ha
	共和	32.6 ha		32.6 ha	32.6 ha
	下陸別				
陸別町西部	宇遠別	0.6 ha		0.6 ha	0.6 ha
	川向	8.5 ha		8.5 ha	8.5 ha
	弥生	48.4 ha		48.4 ha	48.4 ha
	苦務	119.3 ha	4.1 ha	115.2 ha	119.3 ha
	関	48.8 ha		48.8 ha	48.8 ha
	東斗満	38.0 ha	4.0 ha	34.0 ha	38.0 ha
	中斗満	30.6 ha	1.0 ha	29.6 ha	30.6 ha
	上斗満	17.1 ha	1.0 ha	16.1 ha	16.1 ha
陸別町南部	北斗満	40.9 ha	1.1 ha	39.8 ha	39.8 ha
	恩根内	8.6 ha		8.6 ha	8.6 ha
	薫別	4.6 ha		4.6 ha	4.6 ha
	上登良	28.9 ha		28.9 ha	28.9 ha

	利 下登良 科	22.2 ha		22.2 ha	22.2 ha
--	---------------	---------	--	---------	---------

~~-(3) その他~~

~~遊休農地等のうち要活用農地以外に区分された農地については、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付け等農業生産以外の利用を進めるものとする。~~

2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

~~-(1) 要活用農地の農業上の利用の増進に関する基本的な取組~~

- ~~① 陸別町は、要活用農地について利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業・農用地利用改善事業の実施を促進する事業、土地基盤整備事業等遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を図り担い手への利用集積を進めるものとする。~~
- ~~② 農業委員会は、要活用農地について定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認めるときは、当該要活用農地の所有者又は当該要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「使用収益権者」という。）に対し、農業上の利用増進を図る旨の指導を行うとともに、当該要活用農地に利用権の設定等を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせん等を行う。~~
- ~~③ ②の指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は当該指導をすることができないときは、陸別町に対し、当該要活用農地が、特定遊休農地である旨の通知をするよう要請するなど必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけるものとする。~~

~~④ 働きかけを受けた陸別町は、法第27条の2第1項の規定に基づき、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対する特定遊休農地である旨の通知又は農地所有者等を確知することができない場合における特定遊休農地である旨の公告を行う。~~

~~また、特定遊休農地である旨の通知を受けた農地所有者等が、法第27条の2第2項の規定に基づき届け出た計画に、当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、陸別町は、農業委員会にその旨を通知し、農業委員会による調整活動を促すなど、農業委員会、農業協同組合等関係団体との連携の下、要活用農地の認定農業者等への利用集積の促進その他要活用農地の農業上の利用増進に係る対策を講ずるものとする。~~

~~⑤ 上記①から④までの措置によってもなお基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合、陸別町は、法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告をするものとする。~~

~~⑥ ⑤の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、陸別町は、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定を希望する、（財）北海道農業開発公社、陸別町又は特定農業法人のうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨、当該勧告を受けた者に通知するものとする。~~

~~なお、指定については、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める者に対し行うものとする。~~

~~ア 当該勧告に係る特定遊休農地が、特定農用地利用規程に定められた特定農用地利用改善事業の実施区域内にある場合、（財）北海道農業開発公社又は当該特定農用地利用規程において定められた特定農業法人~~

~~イ 当該勧告に係る特定遊休農地が、第6の1に規定する区域（市街化区~~

~~域を除く。)内にある場合—陸別町若しくは(財)北海道農業開発公社
ウ—ア及びイに掲げる場合以外の場合—陸別町又は(財)北海道農業開発
公社~~

~~⑦—⑥の規定により協議を行う者として指定された者は、次に掲げる事項に
ついて積極的に行うものとし、これらにより特定遊休農地の利用権の設定
等を受けた場合には、本基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の
農業上の利用増進に努めるものとする。~~

~~ア—⑥の通知があった日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通
知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関す
る協議を行うこと~~

~~イ—⑥の規定による協議が調わず、又は協議することができないときは、
⑥の通知があった日から起算して2月以内に、北海道知事に対し、その
協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請する
こと~~

~~ウ—イの調停が整わないときは、当該調停の案に係る勧告があった日から
起算して6月以内に、北海道知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地
について、特定利用権(農地についての耕作を目的とする賃借権をい
う。)の設定に関し裁定を申請すること~~

~~⑧—陸別町は、特定遊休農地における病虫害の発生、土石の堆積等の事由に
より、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著
しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度
において、当該特定遊休農地の農地所有者に対し、期限を定めて、その支
障の除去又は発生防止のために必要な措置を講ずるべきことを命ずるもの
とする。~~

~~⑨—⑧の命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、当該命
令を行うべき特定遊休農地の農地所有者を確知することができないとき等
に該当する場合は、陸別町自らその支障の除去等の措置を講ずる。なお、~~

支障の除去等の措置に要した費用については、特段の事由がない限り、当該特定遊休農地の所有者に負担させるものとする。

~~〔2〕要活用農地の農業上の利用の増進を図るための具体的な施策に関する事項~~
~~要活用農地の農業上の利用の増進を図るため、以下の施策を推進することとする。~~

~~〔要活用農地の農業上の利用増進を図るための施策〕~~

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要
畜産環境総合整備事業	陸別地区	H15～ H20	草地造成整備 587ha 暗渠排水 78ha 家畜排泄物処理施設整備等
中山間地域等直接支払制度	陸別集落	H17～ H21	集落協定に基づく農地の維持管理 4,974ha 集落協定に基づく鹿柵の維持管理 168km
特定法人貸付事業	陸別地区	H18～	要活用農地等 100ha の貸付
農地保有合理化事業	陸別地区	H18～	要活用農地等 100ha の借入れ及び貸付
畜産担い手育成総合整備事業	陸別地区	H21～	草地造成整備 649ha 暗渠排水 262ha

第6—特定法人貸付事業に関する事項

1—特定法人貸付事業の実施区域

~~陸別町においては、全地区において遊休農地が増加しており、加えて昨今の厳しい農業情勢により更に遊休化が加速するものと考えられる。また、担い手の高齢化と後継者不足により、今後10年間で離農・経営転換する者が増加すると予想され、現状のままでは担い手が不足し、遊休農地の増加は避けられないものと思われる。~~

~~このため、陸別町においては、全地区を要活用農地が相当程度存在する区域であって、特定法人貸付事業（法第4条第4項）を実施することが適当であると認められる区域（以下「実施区域」という。）とする。~~

2—特定法人貸付事業の実施主体

~~陸別町における特定法人貸付事業の実施主体は、陸別町とする。~~

3—設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準

~~（1）設定される権利の存続期間は2年以上5年未満の範囲内とする。ただし、権利を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて2年以上5年未満の範囲内とすることが相当でない認められる場合には、この範囲を超え、又は下回る存続期間とすることができる。~~

~~（2）設定される賃借権の借賃は、農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。~~

~~また、採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地における借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産~~

~~力、固定資産評価額等を勘案して算定する。~~

4 特定法人と締結する協定に関する事項

~~陸別町と特定法人は、次の事項を含む協定を締結することとし、具体的には別紙3の協定例に準じて作成するものとする。~~

- ~~(1) 地域農業における役割分担に関する事項として、特定法人が道路・水路・ため池等共同利用施設の維持管理に関し、地域の取決めを遵守し、応分の役割を担うこと~~
- ~~(2) 特定法人による協定の実施状況についての報告については、少なくとも毎年1回以上行うこと~~
- ~~(3) 協定違反の場合に講ずるべき措置として、特定法人に対して違反状態を是正すべき旨の指導等を十分に行ってもなお改善が見込まれない場合には、賃貸借又は使用貸借の解除を行うこと~~
- ~~(4) 特定法人が破産手続開始の決定を受けた場合はその他当該法人による耕作又は養畜の事業の継続が困難と認められる場合については協定に違反する場合に該当すること~~

5 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における借賃の支払方法その他賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る契約の内容に関する事項

- ~~(1) 特定法人が設定を受ける権利が賃借権である場合における借賃の支払方法は、原則として、賃貸借契約の定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。~~
- ~~(2) 実施主体が特定法人と締結する賃貸借契約又は使用貸借契約においては、(1)のほか、次の事項を明記するものとする。~~
 - ~~① 貸付期間に関する事項~~
 - ~~② 貸付地の修繕及び改良に関する事項~~
 - ~~③ 特定法人が4の協定に違反した場合には、賃貸借又は使用貸借の解除を~~

行う旨の規定

~~④—その他必要な事項~~

~~6—特定法人貸付事業の実施を促進する事業に関する事項~~

- ~~—(1) 陸別町は、特定法人貸付事業が円滑に行われるよう、農業委員会、農業協同組合と連携して、当該事業の実施区域内の農用地の所有者に対し当該農用地の貸付けに関する意向の把握に努めるとともに、特定法人の希望する農用地の条件との調整に努める。~~
- ~~—(2) 陸別町は、特定法人貸付事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と連携し、これらを構成員とする陸別町農林推進協議会を中心として、特定法人に対する営農指導、情報提供に努める。~~

~~7—その他特定法人貸付事業に関し必要な事項~~

- ~~—(1) 実施主体は、特定法人貸付事業の実施区域内において農用地の権利取得を希望する法人について、その事業計画等からみて安定・継続して農業経営を行うことが見込まれる場合に当該事業を実施するものとする。~~

~~また、特定法人貸付事業の用に供するための農用地の権利取得は、当該事業の実施見込みが確実になった時点に行うものとする。~~
- ~~—(2) 実施主体は、特定貸付法人の適正な実施を図るため、特定法人からの報告及び実地調査等から協定に違反している又は違反するおそれがあると認めた場合には、特定法人に対して是正のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。~~

~~この指導等の措置によっても、協定に違反し、その改善が見込まれないと認められる場合には、実施主体は法第27条の13第3項の規定により貸貸借又は使用貸借を解除するものとする。この場合、特定法人に対して解除の理由、解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面により通知するとともに~~

~~に、農業委員会にその写しを送付するものとする。~~

~~（3）実施主体は、協定違反等により特定法人から貸付農用地の返還を受けた場合には、当該農用地の利用の確保を図るため、速やかに他の特定法人への貸付けについて調整を図るものとし、新たに特定法人に貸し付けられるまでの間、当該農用地を適切に管理するものとする。~~

第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

陸別町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 陸別町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存

する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた陸別町全域を対象として行うことを基本とする。

② 陸別町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、陸別町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農用地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理

化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、陸別町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、陸別町から承認を受けるものとする。

② 陸別町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他

の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 陸別町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 陸別町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を陸別町の公報への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 陸別町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 陸別町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認め

るときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 陸別町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 陸別町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を陸別町の公報への記載により公告する。

(4) 陸別町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 陸別町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 陸別町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、陸別町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 陸別町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 陸別町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当

該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を陸別町の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の（6）のアの（ウ）に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる

る場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた

農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 年 月 日から施行する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成19年1月15日から施行する。

改正後	現 行
<p>別紙1（第4の1の(1)⑥関係）</p> <p>（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</p> <p>○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p>	<p>別紙1（第4の1の(1)⑥関係）</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</p> <p>○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項</p> <p>○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合。</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができる</p> <p>と認められること。</p> <p>（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</p> <p>○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件</p> <p>○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができる</p> <p>と認められること。</p> <p>（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）</p> <p>○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができる</p> <p>と認められること。</p>

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、<u>農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえ、た賃借料情報等を</u>十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3ま</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4. 小作料の一括払いを行う 場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
別紙2(第4の1(2)関係)			
I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合			
①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、<u>農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を</u>十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3ま</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4. 小作料の一括払いを行う 場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	<p>での規定によって算定される額に相当するよう に定めるものとする。</p> <p>。この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換 算方法については、「農 地法の一部を改正する 法律の施行について」 (平成13年3月1日 付け12経営第115 3号農林水産事務次官 通知)第6に留意しつ つ定めるものとする。</p>					<p>される額に相当するよ うに定めるものとする</p> <p>。この場合において、 その金銭以外のもので 定められる借賃の換算 方法については、「農 地法の一部を改正する 法律の施行について」 (平成13年3月1日 付け12経営第115 3号農林水産事務次官 通知)第6に留意しつ つ定めるものとする。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

II 混牧林地又は農作業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税 評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業施設用地とすることが適当な土地については I の②の 3 と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③借賃の決済方法	④有益費の償還
Iの①と同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるには「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>

別紙3（第6の4関係）

協 定 書 例

陸別町（以下「甲」という。）、〇〇〔特定法人名称〕（以下「乙」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について乙が甲から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適性かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（乙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域）

第1条 乙は、甲が策定した農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定する基本構想において定めた特定法人貸付事業の実施区域内の農地等について、甲から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等（以下「貸付農地等」という。）において〇〇、△△〔農作物の具体的な名称〕の生産（又は栽培）を行う者とする。

2 乙は本協定の定めるところによるほか、別途甲との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

（地域の農業における法人の役割分担）

第2条 乙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 乙は、貸付農地等が受益を受ける道路、排水路等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

3 乙は、前2項の役割を担うため、乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせるものとする。

（協定の実施の状況等についての報告に関する事項）

第3条 乙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等の面積、貸付農地等において行っている耕作又は養畜の事業の実施状況及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2 乙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定め抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3 乙から2の連絡を受けた甲は、乙の実行できない事情を調査し、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを乙に指示するものとする。

（実地調査等）

第4条 甲は、乙が貸付農地等において行う耕作又は養畜の事業実施状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 甲は、前項の調査により乙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定め違反していると認め

た場合は、第3条第3項に準じて乙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 乙が、第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は乙が破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃借権又は使用貸借を解除するものとする。

2 甲は、第1項の解除に当たっては、乙に解除の理由及び解除の日(引渡しの日)等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 乙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義が生じた場合の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

甲、乙は、本協定の締結の証として本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 陸別町字陸別東1条3丁目1番地

陸別町長 金 澤 紘 一

乙 所在地

名称

代表者名

別紙 [営農類型]

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 30.0ha ・サレージ用 とうもろこし 7.0ha 総営面積計 37.0ha <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 40頭 ・育成牛 32頭 常時飼養頭数 72頭 	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(400㎡) 1棟 ・育成舎(106㎡) 1棟 ・敷料舎(60㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(250t) 2基 ・堆肥舎(270㎡) 1基 ・尿溜(75t) 1基 ・カーフハッチ ・スパーハッチ(5頭用) 1基 ・バルククーラー(3t) 1台 ・パイプラインミルカー 1式 ・バースクリーナー 1式 ・トラクター(牛舎管理用) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・トラクター(飼料生産用) 1台 ・飼料生産用作業機 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイストール・パイプライン牛舎 ・集約的放牧技術を採用するとともに、ヘルパーを活用したゆとり経営 ・堆肥舎を利用した堆肥生産と草地へ還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務 ・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益 ・原価把握、分析 ・粗利益(粗収益-直接費)把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・ヘルパー活用による省力化 ・家族経営協定の締結による給料制、休日制の導入 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<作付面積等> ・牧草 35.0ha ・サイレージ用 とうもろこし 9.0ha 総営面積計 44.0ha <飼養頭数> ・経産牛 60頭 ・育成牛 48頭 常時飼養頭数 108頭	<機械施設設備> ・牛舎(600㎡) 1棟 ・育成舎(205㎡) 1棟 ・敷料舎(240㎡) 1棟 ・バンガーサイロ(250t) 2基 ・パトック(600㎡) 1式 ・堆肥舎(686㎡) 1基 ・尿溜(196t) 1基 ・カーフハッチ ・スーパーハッチ(5頭用) 3基 ・バルククーラー(5.68t) 1台 ・パイプラインミルク ・パーンクリーナー 1式 ・トラクター(牛舎管理用) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・トラクター(飼料生産用) 1台 ・飼料生産用作業機 1式 <その他> ・タイストール・パイ プライン牛舎 ・ヘルパーを活用 ・高泌乳生産を追求 ・堆肥舎を利用した堆 肥生産と草地へ利用 還元	・複式簿記記帳 ・パソコンによ る経営計画、 労務・財務・ 生産管理 ・乳牛検定デー タの活用 ・飼養部門と飼 料生産部門の 損益・原価把 握、分析 ・粗利益(粗収 益-直接費) 把握による月 別収益の変動 分析 ・資金繰り表に よる資金管理	・家族労働の作業 分担制 ・ヘルパー活用に よる省力化 ・家族経営協定の 締結による給料 制、休日制の導 入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 60.0ha ・サイレージ用 とうもろこし 12.0ha <p>総営面積計 72.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 100頭 ・育成牛 84頭 <p>常時飼養頭数 184頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎(1,200㎡) 1棟 ・ミルクパーラー 1棟 ・成牛舎(1,216㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(250t) 8基 ・パトック(1,200㎡) 1式 ・分娩舎 1棟 ・堆肥舎(育成用200㎡) 1棟 ・スラリーストア(2,456t) 1基 ・スラリーポンプ 1式 ・曝気槽(160m³)・曝気ポンプ 1基 ・カーフハッチ 15基 ・スーパーハッチ(5頭用) 6基 ・ミルクカー 1式 ・スキッドローダー 1式 ・トラクター(牛舎管理用) 1台 ・TMRミキサー 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・トラクター(飼料生産用) 1台 ・飼料生産用作業機 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミルクパーラーによる搾乳 ・自給飼料生産は一部コントラクターに委託 ・スラリーストアを活用した液肥生産とその草地へ利用還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・粗利益（粗収益－直接費）把握による月別収益の変動分析 ・資金繰り表による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・臨時雇用活用による省力化 ・家族経営協定の締結による給料制、休日制の導入 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人 ・臨時雇用 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 専業 (乳雄 一貫)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 40.0ha <p><飼養頭数></p> <p>540頭</p> <p><導入頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初生牛 360頭 	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ育牛舎(250㎡) 1棟 ・育成肥育牛舎(1,125㎡) 4棟 ・作業給餌通路(525㎡) 4棟 ・堆肥舎(950㎡) 4棟 ・敷料庫(200㎡) 2棟 ・乾草飼料調整庫(600㎡) 3棟 ・管理舎(100㎡) 1棟 ・出荷計量施設(80㎡) 1棟 ・ショベルローダー(40PS) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・ほ育ホット(50頭・25頭) 2セット ・ロールレクター 1台 ・ミシキングワゴン 1台 ・農用トラック 1台 ・家畜計量器 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料(とうもろこし、稲わら、転作牧草等)を活用した乳雄一貫肥育 ・堆肥は、一部ほ場還元その他耕種農家へ有償提供 ・省力的多頭飼育技術(搾乳ホット・ミシキングワゴン)と肥育技術の高度化による収益の確保 ・粗飼料収穫調整、栽培管理などの全面作業委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・パソコンによる経営計画、労務・財務・生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・販売網の多様な有利な販売体制の確立 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・資金繰り表等による日常的資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業別分担制 ・請負組織への作業委託 ・作業記録の整備 ・家族経営協定の締結による給料制、休日制の導入 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合	<作付面積等> ・菜豆 4.0ha ・馬鈴薯 4.0ha ・甜菜 4.0ha ・アスパラ 0.5ha ・南瓜 1.0ha ・休閒緑肥 0.5ha 経営面積計 14.0ha	<機械施設設備> ・乗用トラクター(80ps) 1台 ・乗用ダンプトラック(2t) 1台 ・管理用トラクター ・ビートハーvester ・ポテトハーvester 共同 ・ビーンハーvester ・ビーンスレッシャー ・農舎 (120㎡) 1棟 ・スプレー 1台 ・プランター 1台 <その他> ・機械の共同化による 経費節減 ・畑野菜の複合作付体 系の確立 ・休閒緑肥を図る	・青色申告の実 施 ・野菜市場の動 向と出荷計画 ・共同化による 経費の節減 ・経営簿管理に よる経営の把 握	・省力化事例の導 入による作業時 間の短縮 ・雇用労働の安定 確保 ・家族経営協定の 締結による給料 制、休日制の導 入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 畑作 野菜 複合	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 22.0ha ・サイレージ用とうもろこし 4.0ha ・甜菜 3.0ha ・アスパラ 0.5ha ・小麦 3.0ha <p>経営面積計 32.5ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 30頭 ・育成牛 24頭 <p>常時飼養頭数 54頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(60ps～80ps) 2台 ・農用ダンプトラック(4t) 1台 ・管理用トラクター ・ビートハーvester ・小麦トリル ・小麦ハーvester <p>共同</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・バンカーサイロ 1基 ・飼料生産用作業機 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイストール・パイプライン牛舎 ・育成牛の公共牧場への預託 ・地力の維持増進（糞尿の畑への有効利用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・酪農部門と畑作部門の損益と原価の把握、分析 ・共同化による経費の節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 ・家族経営協定の締結による給料制、休日制の導入 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 肉用牛 複合	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 35.0ha ・サイレージ用とうもろこし 5.0ha <hr/> <p>経営面積計 40.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 30頭 ・育成牛 24頭 ・肥育素牛 60頭 ・和牛 20頭 <hr/> <p>常時飼養頭数 134頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(80ps～100ps) 2台 ・農用ダンプトラック(4t) 1台 ・ショベルローダー 1台 ・ロールシュレッダー 1台 ・牛舎(300㎡) 1棟 ・育成舎(140㎡) 1棟 ・育成肥育牛舎(594㎡) 1棟 ・家畜計量器 1式 ・ハンガーサイロ 1基 ・堆肥舎 1棟 ・飼料生産用作業機 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイストール・パイプライン牛舎 ・育成牛の公共牧場への預託 ・省力的飼養管理技術と肥育技術の高度化 ・堆肥舎を利用した堆肥生産と草地へ利用還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料部門の損益と原価の把握、分析 ・パソコンによる経営・作業計画、財務、労務、圃場管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 ・ヘルパー活用による休日取得 ・家族経営協定の締結による給料制、休日制の導入 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 120.0ha ・サイレージ用とうもろこし 30.0ha <p>経営面積計 150.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 300頭 ・育成牛 240頭 <p>常時飼養頭数 540頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(3000㎡) 1棟 ・ミルクパーラー 1棟 ・育成牛舎(4638㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(250t) 15基 ・乾草舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・分娩舎(400㎡) 1棟 ・ほ育舎 1棟 ・管理事務所 1棟 ・堆肥舎(300㎡) 1棟 ・スラリーストア 1基 ・スラリーポンプ 1式 ・曝気槽・曝気ポンプ 1式 ・バルククーラー 1台 ・ミルク 1式 ・スキッドローダー 1台 ・牛舎管理用トラクター 1台 ・TMRミキサー 1台 ・ほ乳ロボット 1式 ・トラクター(70~100PS) 5台 ・農用ダンプトラック(4t) 3台 ・タイヤショベル 1台 ・スラリーローラー 2台 ・マニアスプレッター 2台 ・飼料生産用作業機 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール・ミルクキングパーラー方式の導入 ・育成牛の公共牧場への預託 ・スラリーストア等を活用した液肥生産と草地へ利用還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理（福利厚生等） ・乳牛検定データの活用 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料部門の損益と原価の把握、分析 ・パソコンによる経営・作業計画、財務、労務、圃場管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・労働者利用計画による雇用労働力の確保 ・研修生の受入 ・社会保険の加入 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 ・常時雇用 2人